

【那覇市】

高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請について

令和3年10月1日改定

・高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という）の販売業又は貸与業の許可を受けた者でなければ、業として、高度管理医療機器等を販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは販売、授与若しくは貸与の目的で陳列し、又は高度管理医療機器プログラムを電気通信回線を通じて提供してはならない。（医薬品医療機器等法第39条）

【申請時必要書類】

1. 高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請書（様式第八十七）
2. 営業所の構造設備概要及び平面図（医療機器の保管場所を明記）
3. 登記簿謄本（申請者が法人の場合）
※ 発行から6ヶ月以内のもの
4. 営業所管理者の資格を証する書類の写し（原本持参）
例 販売又は貸与管理者講習会修了証
医師・歯科医師・薬剤師免許証の写し（原本持参）等
5. 営業所管理者の雇用契約書の写し（原本持参）又は使用関係証明書
※ 申請者自らがその営業所の管理をする場合は不要
6. 申請手数料 29,200円（現金）

那覇市保健所 生活衛生課 医務薬務環境グループ

TEL 098-853-7963

FAX 098-853-7965

【窓口受付時間】

月～金曜日 8：30～17：15

※12：00～13：00は昼休みのため閉庁します。

※土日祝祭日はお休みです。